

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和6年6月14日（金） 号外第61号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則 生活保護法施行細則の一部を改正する規則（34）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 3

公布された規則のあらまし

◇生活保護法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

生活保護法の一部が改正され、進学準備給付金の名称が進学・就職準備給付金に改められるとともに、同給付金の支給対象者に被保護者であって厚生労働省令で定める職業に就職する者が加えられたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 進学・就職準備給付金の申請書等の様式を定める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とし、改正後の規則の規定は、令和6年1月1日から適用する。

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第34号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和28年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(進学・就職準備給付金申請書等)</u></p> <p>第18条 略</p> <p>2 福祉事務所長は、法第55条の5第1項の規定により<u>進学・就職準備給付金</u>の支給又は不支給を決定したときは、<u>進学・就職準備給付金決定調書</u>（様式第40号）を作成し、<u>前項</u>の申請書を提出した者に対し、<u>進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書</u>（様式第41号）により通知するものとする。</p> <p>3 前項の規定により<u>進学・就職準備給付金</u>の不支給の決定をした場合の第1項の申請書を提出した者に対する通知には、第5条第2項に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>様式第39号（第18条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>進学・就職準備給付金申請書</u></p> <p style="text-align: center;">福祉事務所長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所又は居所</p> <p style="text-align: center;">(進学する者 又は就職する 者)</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">個人番号</p> <p>生活保護法第55条の5第1項に規定する<u>進学・就職準備給付金</u>の支給を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>申請者の生年月日</u> 年 月 日</p> <p>3 <u>進学・就職する先</u>（大学名、会社名等）</p>	<p><u>(進学準備給付金申請書等)</u></p> <p>第18条 略</p> <p>2 <u>前項の申請書には、特定教育訓練施設へ入学金を納付したことを証する書類その他の福祉事務所長が必要と認める書類を添付するものとする。</u></p> <p>3 福祉事務所長は、法第55条の5第1項の規定により<u>進学準備給付金</u>の支給又は不支給を決定したときは、<u>進学準備給付金決定調書</u>（様式第40号）を作成し、<u>第1項</u>の申請書を提出した者に対し、<u>進学準備給付金支給（不支給）決定通知書</u>（様式第41号）により通知するものとする。</p> <p>4 前項の規定により<u>進学準備給付金</u>の不支給の決定をした場合の第1項の申請書を提出した者に対する通知には、第5条第2項に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>様式第39号（第18条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>進学準備給付金申請書</u></p> <p style="text-align: center;">福祉事務所長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所又は居所</p> <p style="text-align: center;">(大学等に進 学する者)</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">個人番号</p> <p>生活保護法第55条の5第1項に規定する<u>進学準備給付金</u>の支給を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>大学等に進学する者の生年月日</u> 年 月 日</p> <p>3 <u>進学先</u></p>

<p>名称 _____</p> <p>4 <u>進学・就職後の居住地</u>（該当する□にチェックを入れてください。）</p> <p><input type="checkbox"/> <u>進学・就職前</u>の住宅と同じ</p> <p><input type="checkbox"/> 転居により<u>進学・就職前</u>とは異なる住宅に住居（居住（予定）地を記載してください。） 居住（予定）地 _____</p> <p>5 <u>就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由</u></p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <p>6 <u>関係書類</u></p> <p>(1) <u>進学の場合</u></p> <p>ア <u>入学手続きに着手していることが確認できる書類として、以下のいずれかのもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>入学金を納付したことを証明する書類の写し</u> ・<u>入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し</u> ・<u>入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続きが完了したことを証明する書類等の写し</u> <p>イ <u>進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し</u></p> <p>ウ <u>その他支給決定に当たり必要な書類</u></p> <p>※ <u>上記の書類を申請時に準備できない場合は、進学する大学等の合格通知書や新たに居住する住居の賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれら</u></p>	<p>学校名 _____</p> <p>4 <u>進学後の居住地</u>（該当する□にチェックを入れてください。）</p> <p><input type="checkbox"/> <u>進学前</u>の住宅と同じ</p> <p><input type="checkbox"/> 転居により<u>進学前</u>とは異なる住宅に住居（居住（予定）地を記載してください。） 居住（予定）地 _____</p> <p>5 <u>関係書類</u></p> <p>(1) <u>入学手続きに着手していることが確認できる書類として、以下のいずれかのもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>入学金を納付したことを証明する書類の写し</u> ・<u>入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し</u> ・<u>入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続きが完了したことを証明する書類等の写し</u> <p>(2) <u>進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し</u></p> <p>(3) <u>その他支給決定に当たり必要な書類</u></p> <p>※ <u>上記の書類を申請時に準備できない場合は、進学する大学等の合格通知書や新たに居住する住居の賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれら</u></p>
---	---

の書類を提出してください。

(2) 就職の場合

ア 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれかのもの

- ・内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
- ・個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
- ・その他確実に就職先に就職することを証する書類

イ 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等

ウ その他支給決定に当たり必要な書類

7 進学・就職準備給付金支払先（申請者名義の口座に限ります。） 略

様式第40号（第18条関係）

進学・就職準備給付金決定調書		
略	進学・就職給付番号	略
略		
進学・就職準備給付金決定伺 調書のとおり決定し、例文により通知してよろしいか。		
進学・就職準備給付金決定欄		
支給額 円 (進学先又は就職先) (進学後又は就職後の居住先)		
略		
進学・就職準備給付金を支給する場合、支給日及び支給方法		
略		

様式第41号（第18条関係）

番 号
年 月 日

様

福祉事務所長

進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による進学・就職準備給付金を、下記のとおり決定したので通知します。

記

6 進学準備給付金支払先（大学等に進学する者の口座に限ります。） 略

様式第40号（第18条関係）

進学準備給付金決定調書		
略	進学給付番号	略
略		
進学準備給付金決定伺 調書のとおり決定し、例文により通知してよろしいか。		
進学準備給付金決定欄		
支給額 円 (進学先) (進学後の居住先)		
略		
進学準備給付金を支給する場合、支給日及び支給方法		
略		

様式第41号（第18条関係）

番 号
年 月 日

様

福祉事務所長 印

進学準備給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による進学準備給付金を、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 略	1 略
2 <u>進学・就職準備給付金</u> を支給する場合、支給額、支給日、支給方法	2 <u>進学準備給付金</u> を支給する場合、支給額、支給日、支給方法
3 略 (備考) 略	3 略 (備考) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の生活保護法施行細則の規定は、令和6年1月1日から適用する。